



島根県報

平成18年 8 月 4 日 (金)
第 1,800 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則	(文化国際課)	2
島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則	(農畜産振興課)	2
島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(審査課)	3

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	4
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	4
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要(4件)	(経営支援課)	5

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	6
---------------------------	-----------	---

特定調達公告

160kVデジタルX線透視装置の調達に係る一般競争入札の実施		7
--------------------------------	--	---

公安告示

貴重品運搬警備業務1級検定の実施	(警察本部)	9
空港保安警備業務1級検定の実施	(")	11

公布された条例等のあらまし

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則(規則第77号)

1 規則の概要

新たに購入した楽器及び映写設備の基準額を追加することとした。(別表関係)

2 施行期日

平成18年9月1日から施行することとした。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第78号)

1 規則の概要

- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものが知事に提出する申請書に添付する書類を定めることとした。(第6条関係)
- (2) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第79号)

1 規則の概要

証紙による収入の方法により徴収する使用料等に島根県立高等技術校条例に基づく入校検定料を追加する

こととした。(別表第1関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第77号

島根県立いわみ芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則(平成16年島根県規則第91号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 大太鼓 1台 810円 」 を

大太鼓	1台	810円	
バスターム	1台	350円	
ティンパニー(A)	1台	400円	
ティンパニー(B)	1台	400円	
ティンパニー(C)	1台	450円	
ティンパニー(D)	1台	450円	
演奏者用椅子	1脚	150円	

に、

DVDプレーヤー	1台	600円	
----------	----	------	--

を

DVDプレーヤー	1台	600円	
DVDレコーダー	1台	600円	

に改める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第78号

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県花振興センター条例施行規則(平成15年島根県規則第107号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「団体の活動実績書(様式第4号)」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公園等の管理運営に係る収支予算書
- (2) 団体の概要を記載した書類
- (3) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の過去3年間の事業報告書及び決算書又はこれらに準ずる書類

(5) 団体の事業計画書及び収支予算書

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第 9 条を第10条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(年間使用料)

第 8 条 年間使用料を支払った者に対しては、年間使用券を交付するものとし、その有効期間は、年間使用券を交付した日から起算して 1 年間とする。

2 年間使用券の利用は、同一人に限るものとする。

「添付書類

1 花ふれあい公園に係る事業計画書

2 活動実績書(様式第 4 号)

様式第 3 号中 3 過去 3 年間の決算書 を削る。

4 定款等

5 印鑑証明書

6 法人の登記事項証明書

7 納税証明書」

様式第 4 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第79号

島根県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

島根県収入証紙条例施行規則(昭和39年島根県規則第58号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中第28号を第29号とし、第22号から第27号までを 1 号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の 1 号を加える。

(2) 島根県立高等技術校条例(昭和44年島根県条例第51号)に基づく入校検定料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第809号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 8 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かじたに整形外科医院	松江市朝日町452番地 あおとビル 2 F	平成18年 7 月 1 日
おすか歯科医院	松江市黒田町深坪23 - 4	平成18年 7 月19日

島根県告示第810号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1551	平成18年5月31日
かじたに整形外科医院	松江市朝日町452番地 あおとビル2階	平成18年6月30日
おすか歯科医院	松江市美保関町片江466-10	平成18年6月30日
国重産婦人科医院	松江市西津田三丁目13番21号	平成18年4月1日

島根県告示第811号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
福田内科神経内科医院	福田内科クリニック	松江市上乃木9丁目4-25	平成18年4月6日
橋田産婦人科小児科医院	はしだ小児科医院	松江市八幡町8-3	平成18年5月1日

島根県告示第812号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 壽生会	訪問リハビリテーション	第二寿生苑	出雲市大津町3620番地1	平成18年8月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第813号

平成18年島根県告示第352号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年 8 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザ・アピア 島根県松江市黒田町427

2 意見の概要

- (1) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に営業時間延長に伴う騒音等については環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- (2) 深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第814号

平成18年島根県告示第494号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年 8 月 4 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファミリープラザ・アピア 島根県松江市黒田町427

2 意見の概要

- (1) 屋外広告物の変更に際しては、島根県屋外広告物条例に基づき、事前に申請を行うこと。
- (2) 店舗外観の変更に際しては、松江市都市景観条例に基づき、事前に届出を行うこと。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第815号

平成18年島根県告示第643号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年 8 月 4 日

島根県知事 澄田信義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松江タウンスクエア キャスパル 島根県松江市黒田町427

2 意見の概要

- (1) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に営業時間延長に伴う騒音等については環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- (2) 深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第816号

平成18年島根県告示第581号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄田信義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオ松江店 島根県松江市東本町五丁目8

2 意見の概要

- (1) 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に営業時間延長に伴う騒音等については環境基準や騒音規制法を遵守し、周辺の住環境に悪影響を与えないようにすること。
- (2) 深夜の作業及び空調機器の騒音防止には特に注意し、苦情等があった場合は事業者の責任において速やかに対処すること。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工課（島根県松江市末次町86）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月4日

島根県知事 澄田信義

1 申請のあった年月日

平成18年7月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ひかわ学童クラブ

3 代表者の氏名

安達 恭子

4 主たる事務所の所在地

島根県簸川郡斐川町大字直江町4778番地 1 (中部小学校学童クラブ内)

5 定款に記載された目的

この法人は、大人の共同した力で子育て支援を行うことにより、未来を担う子ども達の健全育成を目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

出雲地区県政情報コーナー (出雲合同庁舎 2 階)

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第 6 条の規定により公告する。

平成18年 8 月 4 日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

160kV デジタル X 線透視装置 (文化財用) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年12月28日 (木)

(4) 納入場所

島根県出雲市大社町杵築東99番地 4 島根県立古代出雲歴史博物館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱 (昭和45年島根県告示第 4 号) 第 4 条の規定に基づき、営業種目の大分類「 4 機械器具類」中分類「(3) 理化学機器」の入札参加資格を認定され、A 等級又は B 等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 過去5年間に当調達物件と同種、同等のデジタルX線透視装置(文化財用)を納入した実績のある製品であること。
- (7) 160kVデジタルX線透視装置(文化財用)に係る物品(以下「応札物品」という。)の承認申請をした者であって、当該申請について要求仕様を満たすものであると島根県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の承認を受けたものであること。

3 入札手続等

(1) 調達物件に係る応札物品承認申請手続等

入札の参加を希望する者は、応札物品承認申請書(様式第1号)に応札する物品及びその仕様等を記載した書類を添付し提出し、その承認を得なければならない。

なお、応札物品承認申請書及び添付書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

平成18年9月5日から平成18年9月11日まで

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送による場合は平成18年9月11日午後4時までまでに到着していること。)

ウ 提出場所及び提出方法

下記(2)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課古代文化センター

電話 0852-22-6727 ファクシミリ 0852-22-6728

(3) 入札説明書の交付方法

平成18年8月4日から平成18年8月15日までの間、上記(2)の場所において交付する。

(4) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成18年9月20日(水)午前11時(郵便又は信書便による入札にあっては、午前10時までに到着していること。)

イ 場所 上記(2)に掲げる場所とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月20日(水)午前11時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁文化財課古代文化センター2階会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

応札物品承認申請書により本公告に示した調達内容を履行できると教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 160kV digital X-Ray real time inspection Sysyem for Shimane Museum of Ancient Izumo

(2) Desired Date of Delivery: 28th December, 2006

(3) Place of Delivery: Shimane Museum of Ancient Izumo, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender: 11:00 a.m. 20th September, 2006

(5) Please tender all information to: Center for Ancient Culture, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefectural

1 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-ken, 690-0887 Japan

Phone number +81-852-22-6727 Fax number 852-22-6728

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第81号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成18年 8 月 4 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 1 級

2 検定実施日時

平成18年11月 4 日（土） 午前 8 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関するこ

と。

(2) 実技試験の科目

ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。）（貴重品運搬警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年9月19日（火）から同年9月22日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㍑ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

㍑ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㍑ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㍑ 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

㍑ 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会の共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

島根県公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成18年 8 月 4 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

空港保安警備業務 1 級

2 検定実施日時

平成18年11月18日（土） 午前 8 時30分から午後 5 時まで

3 検定実施場所

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

4 受検定員

10人程度

5 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験の科目

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の科目

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。）（空港保安警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 都道府県公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成18年10月2日（月）から同年10月6日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

ただし、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は島根県内の営業所に属する警備員にあっては当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

㊦ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

㊧ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊨ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

㊩ 6(1)に該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書 1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、6(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

㊪ 6(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

8 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

9 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会の共同で実施する。

10 問合せ先

島根県警察本部生活安全企画課(電話0852-26-0110内線3492)又は島根県内の最寄りの警察署生活安全(刑事)課(係)に行うこと。